

平成30年4月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年4月10日(火) 午後3時30分 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝  
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之  
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史  
会議録署名委員 1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明

議 長 皆さん、こんにちは。今日は大変うらかな日とで、消毒したい人もあろうかと思いますが、ご出席頂き、ありがとうございます。さて、4月の異動で平田局長が定年退職を迎えられたということで、委員会事務局を去られることになりました。そして、那須農林水産部長さんが事務局長を併任されることになりました。事務局では里上さんが企画員として着任されましたので、ご紹介申しあげます。委員の皆さまにご挨拶申し上げます。

<平田前事務局長・那須農林水産部長併任事務局長・里上企画員 挨拶>

ありがとうございます。続きまして農業振興課にも人事異動がございましたので北川課長から ご紹介申し上げます。

<北川農業振興課長から職員紹介 上山係長・天田企画員・入口主査・岡本事務員>

ありがとうございます。こちらからも、よろしく申し上げます。

議 長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2, 687㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年3月12日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 741㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は200万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成30年4月18日、所有権移転の時期は平成30年4月18日です。合計1件、1筆、3, 741㎡、売り手1名、買い手1名です。以上です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、911㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間1万7千円・持参払い、期間は平成30年5月1日から平成33年4月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇

〇〇〇、田、1, 553㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、  
〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1万円・口座払い、期間は平成30年5月  
1日から平成33年4月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、  
1, 435㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、  
賃貸借の梅、年間2千円・口座払い、期間は平成30年5月1日から平成  
36年4月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、229㎡の  
内114.5㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、  
使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の  
更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、245㎡、他3筆、合計1, 1  
41㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸  
借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規で  
す。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 236㎡、他3筆、合計2, 35  
3㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借  
の梅・ビシヤコ、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の  
更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、943㎡、貸し手は〇〇〇、〇  
〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年5  
月1日から平成36年4月30日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、  
畑、6, 108㎡、他6筆、合計13, 971㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇  
〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん・梅、年間全体で1万  
8千円・持参払い、期間は平成30年5月1日から平成35年4月30日  
の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、492㎡、他8筆、合計2,  
558㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用  
貸借の水稲、期間は平成30年5月1日から平成33年4月30日の更新  
です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、693㎡、他3筆、合計2, 13  
0㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借  
のブルーベリー、期間は平成30年5月1日から平成34年4月30日の  
新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、839㎡、他1筆、合計1,  
345㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸  
借の水稲、年間全体で米3斗・持参払い、期間は平成30年5月1日から  
平成35年4月30日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、76  
2㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借  
の水稲、期間は平成30年5月1日から平成37年4月30日の新規です。  
13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、345㎡、他7筆、合計2, 629㎡、  
貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、  
期間は平成30年5月1日から平成37年4月30日の新規です。14番、  
〇〇〇字〇〇〇〇、田、280㎡、他1筆、合計714㎡、貸し手は〇〇  
〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成  
30年5月1日から平成31年4月30日の更新です。15番、〇〇〇字  
〇〇〇〇、田、507㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、  
〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成30年5月1日から平成31年4  
月30日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、562㎡、貸し手  
は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間

は平成30年5月1日から平成31年4月30日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、250㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年5月1日から平成31年4月30日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、444㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年5月1日から平成31年4月30日の更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,551㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,312㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成30年5月1日から平成40年4月30日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,241㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成35年4月30日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、431㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、360㎡、他2筆、合計1,813.85㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、801㎡の内677.41㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成33年4月30日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、195㎡、他3筆、合計1,069㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、426㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、892㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のすもも、期間は平成30年5月1日から平成50年4月30日の新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、320㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年5月1日から平成36年4月30日の新規です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、687㎡、他1筆、合計2,571㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年5月1日から平成40年4月30日の新規です。合計29件、67筆、48,626.76㎡、貸し手23名、借り手13名です。ご審議をよろしく願います。

議 長

はい。ありがとうございます。それでは農用地利用集積計画の合意解約等について、ご意見ご質問はありませんか。  
(なしの声あり。)

議	長	それでは、ないようでございますので、報告とさせていただきます。続いて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番については、異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番から7番まで、異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番については、更新ですので異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番については、異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10番については、異議ございません。
議	長	はい、11番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。11番から18番まで、異議ございません。
議	長	はい、19番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。19番については、異議ございません。
議	長	はい、20番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。20番については、異議ございません。
議	長	はい、21番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。21番については、異議ございません。
議	長	はい、22番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。22番から26番まで、異議ございません。
議	長	はい、27番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。27番と28番については、異議ございません。
議	長	はい、29番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。29番については、異議ございません。
議	長	以上、29件異議なしとのことであります。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。 続きまして先ほどの、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番については、異議ございません。
議	長	以上、1件異議なしとのことであります。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。
議	長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、

ございません。全員出席です。本日の会議録署名委員に、1番山崎清弘委員さん、2番鈴木明委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、です。地目は登記簿、現況共に畑、面積は133㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,812㎡、他1筆、合計10,924㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は523㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書有りです。野菜です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は113㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上4件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番と2番については、異議ございません。

議 長

2番は先月のあっせんの件です。はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番については、異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番については、異議ございません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請についてですが、関連がございますので、先に報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

10ページをお願いします。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は323㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年3月

- 26日です。理由は農地法第5条申請のため。過去の小作権の解約ができていなかったためです。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問はございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議長 無いようですので報告とさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 里上 企画員 3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は323㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は調整池323㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,032㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅5棟288.80㎡、道路・庭園等743.20㎡、合計1,032㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は222㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟71.76㎡、庭園・駐車場150.24㎡、合計222㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は434㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設434㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が県道、西側が山林、南側が畑、北側が山林、転用理由は譲渡人は農業後継者もなく農業経営が困難となったため、申請地の北側隣接山林の分譲住宅10棟の宅地造成に伴う調整池用地として譲渡するものです。転用内容は調整池15.04㎡及び通路・駐車場等、排水等、雨水等は調整池から排水管を経て集水桝に集水後、既設側溝へ放流

です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約400m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が宅地及び畑、北側が市道、転用理由は譲渡人は申請地を相続してから長年に亘り耕作していましたが、付近の宅地化に伴い耕作しづらくなり、また体調不良もあり分譲住宅用地として譲渡するものです。転用内容は分譲住宅5棟288.80㎡、道路・庭園等、切土19cm盛土10cm、L型擁壁延長26.82m、排水等は、合併処理後、雨水とともに申請地内の新設側溝を経て北側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約900m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑、西側が県道、南側が畑、北側が畑、転用理由は貸人は加齢に伴う体調維持が難しいため、営農面積を縮小し娘等の住宅用地として使用貸借するものです。期限の定めのない土地使用貸借契約済みです。転用内容は住宅1棟71.76㎡、庭園・駐車場、切盛なし、排水等は、汚水及び雑排水は既設の集落排水施設へ接続し、雨水は県道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約2.7km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が水路、西側が畑、南側が畑、北側が市道、転用理由は、譲渡人は体力的に農業を営むことが困難であり、獣害もあり農地として管理することが難しく、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は、太陽光発電施設（パネル116設置 34.22kw発電設備）、切盛なし、排水等は、雨水は自然浸透及び東側の水路へ放流です。隣接同意あり、水利同意は不要であり、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。分譲住宅が増えてきている所です。2番について、異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。娘夫婦の住宅を建築するということです。3番について、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について、異議ございません。

議 長 はい、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。太陽光発電の件について、議案書に発電出力の記載を次回からお願いしたいです。今回の案件の発電ワット数を教えて下さい。

里上 企画員 34.22kwです。

議 長 次回から、議案書に発電出力の記載をお願いします。太陽光発電施設については、後ほど、事務局から説明を予定しています。

改めて、以上4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。



委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 企画員 5ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は430㎡、他1筆、合計604㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人の亡父が昭和59年9月13日に申請地〇〇〇字〇〇〇〇を購入、その後、隣接地〇〇〇字〇〇〇〇を購入したものの現在は山林化としております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は135㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は50年以上前に倉庫を建築し、現在に至っております。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約200m、現況は原野です。隣接状況は東側が国道、西側が雑種地・山林、南側が畑・山林、北側が畑・宅地です。申請地のうち〇〇〇字〇〇〇〇は申請人の父が昭和59年に購入し、その後〇〇〇字〇〇〇〇を購入しましたが山林化して現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約700m、現況は倉庫が建っている宅地です。隣接状況は東側・西側・北側が宅地、南側が道路です。申請地には50年以上も前から倉庫を建築しており現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について、異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局の説明をお願いします。

里上 企画員 6ページをお願いします。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は779㎡、他1筆、合計1,632㎡です。届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は3,140㎡、相続開始年月日は平成29年8月3日でございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは現在、会社勤めをされていますが、早期

退職も考えておられるようです。そのようなことで異議ございません。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見ご質問はございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。何をするために、この手続きを行うのか、具体的な制度内容の説明を願います。

里上 企画員 この相続税納税猶予制度につきましては、租税特別措置法というのがございまして、相続した農地を農業目的で使用している限りにおいて高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税を猶予する制度です。この証明は、願い出により、相続人がこの制度の適格者であることを証明する手続きであります。

岡内 係長 相続人が、農業を継続している限り、猶予された相続税は支払う必要がなく、相続人が死亡した場合等は、猶予された税額が支払免除となります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農業者が、田畑を手放さずに耕作できるようにする制度ですね。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この方の場合、先に説明したように、会社員であるため、農地中間管理事業により特定貸付けを行った場合でも猶予は継続される制度です。

議 長 相続した農地のうち、猶予をうける農地を選択はできますか。

岡内 係長 農地の選択はできます。今回の願い出も相続された農地の内の2筆となっております。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見ご質問はございませんか。

議 長 (なしの声あり。)

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は884㎡、他1筆、合計5,043㎡、希望価格は70万円と340万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これらの農地は、耕作を続けるのが難しくなっており、農地として有効に活用してもらえる方に譲り、農業経営を縮小したいということで、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 この議案第5号農地等売渡あっせん申出1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14

- 号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は575㎡の内1㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、鉄柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問はございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 それでは、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は750㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成30年1月31日です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は2,462㎡、他2筆、合計3,919㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成30年1月31日です。以上2件、ご報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見ご質問はございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 それでは、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、3月の県農業会議提出案件の4条1件、5条6件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
- なければ、事務局からご報告がございます。
- 岡内 係長 「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」についての報告あり。
- 議 長 他に何かございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後5時25分終了